

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業実施要綱

(目的)

第1条

この制度は、保育士の業務の負担軽減を図るため、保育所等に勤務する保育士資格を持たない保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げに必要な費用を保育事業者に貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条

保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付（以下「保育補助者雇上費貸付」という。）は、この実施要綱に基づき、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

(保育補助者の要件)

第3条

この要綱において保育補助者とは、以下のいずれの条件にも該当する者とする。

- (1) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者またはこれと同等の知識及び技能があると社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めた者であること。なお、「保育に関する40時間以上の実習」は、当該貸付を受けようとする保育への勤務開始後、実習を受けても差し支えない。
- (2) 週20時間以上勤務していること。
- (3) 貸付期間中に保育士資格の取得を目指すことが誓約書等の書類により確認できること。

(貸付対象)

第4条

保育補助者雇上費貸付の対象は、令和3年10月1日以降において次の要件を満たす事業者（地方公共団体が運営するものを除く。）とする。

- (1) 県内において新たに保育補助者の雇上げを行う以下の事業を行う者
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。以下ウの事業において同じ。）
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
 - エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（以下単に「企業主導型保育事

業」という。)を行う者

- (2) 県内において特に保育士の業務負担軽減に資する取組、保育士資格の取得を目指す保育補助者を雇上げ、研修等を行っている、上記(1)のアからエの事業を行う者であって、会長が適当と認める者
- (3) 保育補助者の雇上げについて、他制度による補助等を受けていない者

(貸付期間及び貸付額)

第5条

1 貸付期間は、保育補助者が保育所に勤務する期間とする。ただし、貸付期間は当該保育所に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

なお、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う借受事業者については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げにかかる費用を除き、企業主導型保育事業を行う借受事業については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げにかかる費用を除くこととする。

- 2 貸付額は、保育補助者の雇上げにかかる費用とし、年額2,953,000円以内とする。
- 3 貸付は、年度毎に行うこととし、年度途中から雇上げた場合でも、当該年度末までの貸付額とする。また貸付は、予算の範囲内で行うこととする。

(貸付方法及び利子)

第6条

- 1 保育補助者雇上費貸付は、会長との契約により貸付けるものとする。
- 2 利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第7条

- 1 保育補助者雇上費貸付を受けようとする者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。
- 2 連帯保証人のうち1人は法人代表者、もう一人は、三重県内に在住する成年者であり、かつ、独立の生計を営み、連帯責任を負うに足る収入または資産を有する者でなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第8条

- 1 会長は、貸付契約の相手方(以下「貸付対象者」という。)が資金貸付の目的を達成する見込がなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、保育補助者が疾病その他の理由により休職したときは、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月の分まで保育補助者雇上費貸付の貸付を行わないものとする。

なお、休職又は復職をした日が月の初日の場合は、休職又は復職した日は前月末日と

みなす。

- 3 会長は、貸付対象者が保育補助者雇上費貸付の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出したときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第9条

会長は、保育補助者雇上費貸付を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、保育補助者雇上費貸付の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 保育補助者が三重県内の保育所等において保育の補助業務等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中において保育士資格を取得したときまたは当該貸付終了後1年以内に保育士資格を取得したとき。
- (2) 保育補助者が(1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第10条

- 1 会長は、借受人が雇上げをしている保育補助者が、三重県内において通算1年以上保育の補助等に従事したときは、保育補助者雇上貸付の返還の責務を免除できるものとする。
- 2 保育補助者雇上費の返還の債務を免除することができる額は、保育の補助等に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付を受けた月数の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たない場合は24とする）で除して得た数値（この通知が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額の範囲内とする。

(返還)

第11条

保育補助者雇上費貸付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付期間の2倍に相当する期間で、最大6年以内（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）に、会長が定める金額を一括又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 保育補助者雇上費貸付の貸付契約が満了したとき。
ただし、第9条または10条の免除規定により、保育補助者雇上費貸付債務の返還が免除された場合を除く。
- (2) 保育補助者雇上費貸付の貸付契約が解除されたとき。
- (3) 保育補助者が三重県内において保育補助者の業務に従事しなくなったとき。
- (4) 保育補助者雇上費貸付の貸付対象者が県内において保育補助の業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (5) 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (6) 保育補助者雇上費貸付の貸付対象要件を満たさなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条

会長は、次の各号の一に該当する場合には、当該事由が継続している期間は、返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付終了後 1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
- (2) 保育補助者雇上費貸付を受けた者が災害、その他止むを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第13条

会長は、保育補助者雇上費貸付を受けた者が正当な理由がなくて貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(その他)

第14条

この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年10月1日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

令和7年度 保育補助者雇上費貸付の手引き

1 保育補助者雇上費貸付とは

本事業は、「三重県保育士修学資金貸付等事業補助金実施要綱」に基づき行う保育補助者（保育士資格を持たない保育士の補助を行う者）の雇上げを行う施設の事業者に対し必要な資金を貸付け、保育士の勤務環境改善や離職防止を行うとともに保育人材の確保を図ります。

2 貸付対象者

貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。また、他から同種の資金を既に受けている場合は貸付を受けることはできません。

以下のいずれかの要件を満たす県内の施設又は事業を行うものであること。（公立を除く）

- (ア) 保育所及び幼保連携型認定こども園
- (イ) 小規模保育事業を行う者
- (ウ) 事業所内保育事業を行う者
- (エ) 企業主導型保育事業を行う者

※ (ア) の保育所は、保育所型認定こども園が含まれます。

保育所等における保育士配置に係る特例により配置されている者は対象となりません。

※ (イ) (ウ) は、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の算定対象となる者を雇上げる場合は貸付対象となりません。

※ (エ) は、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定対象となる者の雇上げに係る費用は貸付対象となりません。

※保育補助者雇上強化事業補助金を活用している場合は、貸付対象となりません。

3 保育補助者の要件

対象となる保育補助者は、次のうちいずれの条件にも該当する者とする。

- (1) 三重県内の対象施設・事業者において保育の補助に従事していること。
- (2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者またはこれと同等の知識及び技能があると会長が認める者。

「保育に関する40時間以上の実習」は、当該貸付を受けようとする保育への勤務開始後、実習を受けても差し支えありません。

※「保育に関する40時間以上の実習を受けた者」とは

保育所等の職場内で行う実習となります。内容については、7～9ページを参考にしてください。

※「これと同等の知識及び技能がある」とは

子育て支援員研修を受講していることなど保育に関する一定の研修を受講していることです。

- (3) 週20時間以上勤務していること。

- (4) 保育士資格の取得を目指すことが誓約書等の書類で確認できること。

4 連帯保証人の要件

- (1) 連帯保証人は2名立てなければならない。
- (2) 2名のうち、1名は申込をした対象施設・事業者の法人代表者。
- (3) 2名のうち、もう1名は三重県内に在住する成年者であり、かつ、独立の生計を営み、連帯責任を負うに足りる収入または資産を有する者。

5 貸付内容

- (1) 貸付額 1か所あたり 2,953,000円以内（年額）
※貸付は、予算の範囲内で行うこととする。
- (2) 貸付期間 保育補助者が勤務する期間（最長3年間貸付）
年度毎の貸付（年度途中の雇上げでも当該年度末まで）
- (3) 貸付条件 上記保育補助者を配置することによる具体的な勤務環境改善計画を提出し、当該計画に基づき保育士の勤務環境の改善及び人材確保を行うこと。
- (4) 対象経費 保育補助者の給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料の事業主負担分等
- (5) 利子 無利子
- (6) 交付 原則、当該年度分を年2回交付（5月、11月）

6 貸付対象者の選考及び貸付決定

保育補助者雇上費の貸付を希望する者の申請により審査を行い、対象者と認められる場合は、貸付決定します。

貸付決定後、次の書類を三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ提出してください。

なお、貸付枠の範囲内で貸付決定します。

7 実績報告および清算

県社協が指定する日までに、原則年度ごとに実際に支出した経費を報告し、貸付金額に満たない場合については、その差額分について返金する必要があります。この手続きを経ない限り返還免除にはなりません。

8 貸付の休止

保育補助者が休職したときは、休職した日の属する月の翌月分から復職した日の属する月の分までの資金の貸付を休止します。

休止する期間について既に貸付金が支払われている場合については、その期間について返還する必要があります。

なお、休職又は復職した日が月の初日の場合は、休職又は復職した日は前月末とみなします。

9 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- (1) 保育補助者が退職し、1カ月以内に貸付要件を満たす新たな保育補助者の雇用を行わなかったとき。
- (2) 資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (3) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な方法により貸付の申請を行ったことが明らかになったとき。
- (5) その他要綱及び契約事項に違反したとき。

10 返還の債務の免除

次の場合、貸付を受けた資金の返還の債務を免除します。

- (1) 貸付を受けた保育所において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき。（保育士資格を取得したときは、保育士登録を行い、保育士証が交付されたときです。ただし、保育士登録が行われない場合は、保育士資格を取得する要件を満たす日の属する月の翌月から3カ月の日をもって貸付終了します。）
- (2) 貸付終了後も引き続き対象業務に従事し、返還猶予期間中（1年間）の間に保育士資格を取得した場合。
- (3) 保育補助者が保育の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。
- (4) 保育補助者が、1年以上保育の補助等に従事した場合は、一部免除を受けられる場合があります。

11 返還

次の場合返還しなければなりません。

なお、返還の方法は一括、半年賦の均等返還によるものとします。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げるものではありません。

また、返済期間は、貸付期間の2倍に相当する期間で、最大6年以内です。

<主な返還事由>

- (1) 保育補助者雇用費貸付の貸付契約が満了したとき。
ただし、貸付期間中、または貸付期間終了後の猶予期間中に対象の保育補助者が保育士資格を取得し、返還が免除された場合を除く。
- (2) 貸付契約が解除されたとき。（解除事由については、上記10のとおり。）

12 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができます。

13 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます

す。

- (1) 貸付期間終了後、保育補助者が貸付を受けた保育所において対象業務に従事し、1年以内に保育士資格の取得が見込まれるとき。
- (2) 貸付を受けた者が、災害、その他やむを得ない事由があるとき。（当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものは除く。）

(保育所等の範囲) ※地方公共団体が運営するものを除く。

- (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (イ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」（地域型保育給付費又は、特例地域型保育給付費の支給算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。）
- (ウ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」（地域型保育給付費又は、特例地域型保育給付費の支給算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。）
- (エ) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（以下単に「企業主導型保育事業」という。）

14 届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者は、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の貸し付けを受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。

これらの届出は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出がない場合は、返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

(1) 貸付を申請する時

提出書類名	様式番号	備考
保育補助者雇上費貸付申込書	第1号様式	※収入印紙を貼付 [申込事業者]
登記事項証明書		
保育補助者雇用契約書の写し		
保育士の勤務環境改善・人材育成計画書	第4号様式	
保育補助者雇用計画書兼誓約書	第2号様式	※収入印紙を貼付 [保育補助者]
子育て支援員研修修了証明書の写しまたは実習修了証の写し		
住民票		[連帯保証人2名]
住民票		
前年の収入を証明する書類		

(2) 貸付が決定した時

提出書類名	様式番号	備考
借用証書	第5号様式	※収入印紙を貼付
法人の印鑑証明書		
連帯保証人の印鑑登録証明書		
振込口座申込（変更）申請書	第6号様式	

(3) 当該年度が終了した時

提出書類名	様式番号	備考
状況等報告書	第7号様式	
就業確認書	第8号様式	

(4) 返還に関すること

○返還債務の免除申請を行う時

提出書類名	様式番号	備考
返還債務免除申請書	第11号様式	(該当書類) 保育士証の写し等、死亡診断書等、医師の診断書等

○返還を行う時

提出書類名	様式番号	備考
返還明細書	第12号様式	

○返済債務の猶予申請を行う時

提出書類名	様式番号	備考
返還猶予申請書	第13号様式	(該当書類) 保育士試験科目合格証の写し等、申請事由を証明できる書面等

(5) 変更等があった場合

提出書類名	様式番号	備考
子育て支援員研修修了報告書	第9号様式	研修修了証書の写し
保育補助者実習等修了証明書	第10号様式	
保育士試験合格・保育士養成施設卒業届・保育士養成課程修了届	第14号様式	(該当書類) 保育士試験合格通知の写し、保育士養成施設の卒業証明書又は保育士養成課程修了証明書
保育補助者（休職・復職）届	第15号様式	(該当書類) 医師の診断書等
保育補助者退職届	第16号様式	
後任の保育補助者の雇用届	第17号様式	(該当書類) 雇用契約書の写し、雇用計画書兼誓約書（第2号様式）

契約解除申出書	第18号様式	
変更届	第19号様式	住民票、登記事項証明書（3カ月以内に発行）
連帯保証人変更届	第20号様式	連帯保証人の印鑑証明

【保育補助者の対象要件となる実習の内容について】

「保育に関する40時間以上の実習」の内容については、OJTを含む保育所等における実習を想定しています。実習内容については、下記「保育に関する40時間以上の実習」の内容を参考にしてください。

①実習実施にあたって

実習の中で各項目をご説明していただきなど、保育補助者となる方が確実に身につけられる方法で実施していただきますようお願い申し上げます。

また、実習の実施方法や時間の配分については、保育補助者となる方の各項目への習熟具合によっては、必ずしも下記に記載した「目安の時間」や「実習内容」のとおりに実施していただく必要はありません。

ただし、下記の記載どおりに実習を行ったとしても、保育補助者となる方が知識や技能を身につけられていないと判断される場合は、追加して十分な時間を確保し、実習を行っていただくなどのご対応をお願いします。

「保育に関する40時間以上の実習」の内容

実習項目	目安の時間	実習内容
1 保育所の役割	30 分	保育の役割 ※「保育所保育指針第1章第1節」（下記参照）の内容を踏まえて実習を行うこと。
2 子どもの発達	60 分	①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び
3 保育の基本	1,680 分	①子どもとの関わり方 ②身体を使った遊び ③言葉・音楽を使った遊び ④物を使った遊び ⑤その他保育士の業務の補助に関する事項
4 乳幼児の発達と心理	90 分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばのコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力

		⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割
5 乳幼児の食事と栄養	60 分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント
6 小児保育	120 分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて ⑤子どもに多い症例とその対応 ⑥子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」・「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ⑦事故予防と対応
7 心肺蘇生	120 分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう配慮が必要。
8 安全の確保とリスクマネジメント	60 分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
9 保育者の職業倫理と配慮事項	90 分	①保育者の職業倫理 ②保育者の自己管理 ③地域等との関係 ④保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤行政との関係 ⑥地域型保育の保育者の役割の検討
10 特別に配慮を要する子どもへの対応	90 分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法

【参考】保育所保育指針第1章第1節

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

- イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことの特性としている。
- ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に發揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

②留意点

- ※保育補助者の要件である「保育に関する40時間以上の実習」について、保育補助者は当該貸付けを受けようとする雇上対象施設等への勤務開始後、実習を受けても差し支えありません。ただし、勤務開始後実習を受ける場合、実習を開始した日が貸付期間の起算日となります。
- ※実習が修了した際は、「保育補助者実習等修了証明書（第10号様式）」により、実習等の責任者や施設長などが証明していただきますようお願い申し上げます。
- ※申込に際し、実習修了を要件とする保育補助者の場合は、この修了証の写しを提出する必要があります。なお修了証明書は、実習が実施された施設以外の施設においても効力を有するものとします。

令和4年4月1日改訂

保育補助者雇上費貸付申込書

収入印紙
200円

貸付No.				
申込事業者	施設・事業所名	フリガナ	施設・事業所長名	フリガナ
	所在地	〒		
	連絡先	TEL ()	FAX ()	
	法人名	フリガナ		
	法人所在地	〒		
	法人連絡先	TEL ()	FAX ()	
	実施事業	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業		
連帯保証人 (法人代表者)	保育補助者氏名	フリガナ		
	氏名	フリガナ	役職	
	自宅住所	〒		
	連絡先	自宅TEL ()	携帯TEL ()	
	生年月日	年 月 日 生		
	勤務先(法人名)	フリガナ		
	勤務先所在地	〒		
連帯保証人	勤務先連絡先	TEL ()		
	氏名	フリガナ	役職	
	自宅住所	〒		
	連絡先	自宅TEL ()	携帯TEL ()	
	生年月日	年 月 日 生		
	勤務先名称	フリガナ		

	勤務先所在地	〒	
	勤務先連絡先	TEL	()
貸付希望額	貸付対象額	給与	円
		諸手当	円
		福利厚生費	円
		社会保険料（事業主負担分）	円
		1ヶ月 合計	円
	貸付希望期間 (3年以内)	年 月 ~ 年 月 (ヶ月)	
	貸付希望総額	円	※1ヶ月合計×貸付希望期間 (月数)

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 会長 様

上記記載事項及び添付書類に相違ありません。

保育補助者雇上費貸付を借り受けたく、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業実施要綱等により、関係書類を添えて上記のとおり申込みます。

申込施設・事業所名 _____

施設・事業所長名 _____ 印
※施設・事業所長の角印の押印

申込事業者法人名 _____

申込業者者法人代表者名 _____ 印
※丸印かつ角印を押印

上記申込により雇上貸付資金の貸付を受けたときは、その返還について連携して債務を負担することを誓約します。

連帯保証人氏名 _____ 印
(法人代表者) ※ご本人が署名し、個人印にて押印

上記申込により雇上貸付資金の貸付を受けたときは、その返還について連携して債務を負担することを誓約します。

連帯保証人氏名 _____ 印
(経営・運営に携わる方) ※ご本人が署名し、個人印にて押印

三重県社会福祉協議会雇上費貸付
保育補助者雇用計画書兼誓約書

(フリガナ)							
氏名							
住所		〒					
生年月日		年			月		生
勤務先名称							
現勤務先における保育補助 としての雇用開始日		年 月 日					日
現在の雇用契約	雇用期間（予定）	年 月 日～年 月 日					(更新の可能性有・期限の定め無し)
	雇用形態 (いずれかに○)	常勤・非常勤(週時間勤務)					
	業務内容						
いずれかに記入	子育て支援員研修 受講実績 (いずれかに○)	研修受講済(修了証年月日:年 月 日)					
		受講予定(受講予定期間:年 月)					
	保育に関する40 時間以上の実習	実習開始日 年 月 日					
		修了日 年 月 日					
資格取得見込 (いずれかに○)		保育士試験受験(合格見込み:年 月)					
		残りの受験科目()					
		養成施設卒業(養成施設名:) (卒業見込み:年 月)					

令和 年 月 日

上記記載事項に相違ありません。

私は、上記記載事項のとおり、研修または実習を受講し、勤務をしながら保育士資格を取得して保育業務に従事するよう努力します。

保育補助者

氏名

(自署)

(印)

※上記記載事項の個人情報は、保育補助者雇上貸付業務以外の目的で使用されることございません。

第3号様式

要件該当申請書

(保育補助者雇上費貸付 既に保育補助者を雇用している場合)

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

申請者 法人の住所
法人の名称
代表者の職氏名 (印)

(施設の名称)

下記のとおり該当することを申請します。

該当する条件 いずれかに○	<ol style="list-style-type: none">保育補助者の保育士資格取得に取り組んでおり、資格取得後に別の補助者を雇用する計画がある。貸付により保育士の給与改善など、待遇改善に取り組み、保育士及び保育補助者の数が前年同月よりそれぞれ同数以上である。
------------------	--

条件1の場合、記入

施設の取組	『保育補助者の保育士資格取得のために取り組んでいる内容を記載』					
	ふりがな 氏 名	S · H	年	月	日	
既に雇用する 保育補助者に ついて	雇用開始日	令和	年	月	日	
	保育士資格 取得の見込 (番号に○)	<ol style="list-style-type: none">保育士試験受験の場合 残りの受験科目 () 受験予定 (令和 年 月) ※科目取得状況を証する書類の写しを添付すること。指定保育士養成施設の場合 施設名 () 卒業予定 (令和 年 月) ※在学証明書を添付すること。				

条件2の場合、記入

施設の取組	《貸付を受けることにより行う具体的な保育士処遇改善の内容を記載》			
	前年同月の状況（年　月時点）		申請月の状況（年　月時点）	
	利用児童数	人	利用児童数	人
	最低基準上の 必要保育士数	保育士　名	最低基準上の 必要保育士数	保育士　名
	配置数	保育士　名 保育補助者　名	配置数	保育士　名 保育補助者　名

※上記の従事者数が確認できる書類（職員名簿等）を添付してください。

保育士の勤務環境改善・人材育成計画書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

保育補助者雇上費貸付事業の活用により、次のとおり保育所等の勤務環境の改善を行います。

年 度	項目	改善・育成計画
令和 年度	<p>【環境改善】</p> <p><input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>【人材育成】</p> <p><input type="checkbox"/> 保育研修 <input type="checkbox"/> 実習（40時間以上） <input type="checkbox"/> 保育士試験 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	
令和 年度	<p>【環境改善】</p> <p><input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>【人材育成】</p> <p><input type="checkbox"/> 保育研修 <input type="checkbox"/> 実習（40時間以上） <input type="checkbox"/> 保育士試験 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	

令和 年度	<p>【環境改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 () <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保育研修 <input type="checkbox"/> 実習（40時間以上） <input type="checkbox"/> 保育士試験 <input type="checkbox"/> その他 ()
-------	---

※改善計画には、保育補助者を配置することで、保育士の勤務環境が改善されるか、保育人材を育成するかを具体的に記載すること。

※適宜行を追加し、貸付を受けようとする年度ごとに記載すること。

※上記計画に基づく実績を毎年度「保育補助者雇用状況等報告書」（第7号様式）により報告すること。



保育補助者雇上費借用証書

収入印紙

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

住 所

法 人 名
法人代表者名

(印)

連帯保証人 住 所
氏 名

(印)

連帯保証人 住 所
氏 名

(印)

私は、下記のとおり保育補助者雇上費を借用しました。この資金は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業実施要綱等に従い返還します。

記

借用期間	年 月から 年 月まで
借用金額	金 円

※ 連帯保証人の印は印鑑登録証明書の印鑑とする。

申込
変更
申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

次のとおり保育補助者雇上費貸付金の振込口座を（申し出・変更を申し出）ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関等の名称)		(支店名称)	
	口座の種類	1 : 普通預金		2 : 当座預金	
	口座番号				
(フリガナ) 法人 口座名義					

※通帳等により正確に記入するようしてください。

保育補助者雇上状況等報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職氏名

(印)

(施設の名称)

1 保育補助者の状況

氏 名	生年月日	雇上開始日	雇上終了(予定)日
	昭和・平成 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

前年度従事日数 (日)

※添付書類：保育補助者の雇用契約書又は雇用通知書（写）

2 令和 年度分 保育補助者雇上費貸付金の所要額

金額 (B) 円	内訳	給与	円
		諸手当	円
		福利厚生費	円
		社会保険料 (事業主負担分)	円

貸付額 (A)	円	※今年度の貸付額
雇上費 (B)	円	※今年度の雇上費
(A) と (B) の少ない方 (C)	円	※貸付額になります
精算額 (C) - (A)	円	※マイナスの場合、返金

3 令和 年度 勤務環境改善・人材育成計画の実績

項目	改善実績
【環境改善】 <input type="checkbox"/> 業務体制 <input type="checkbox"/> 勤務時間 <input type="checkbox"/> 休暇取得 <input type="checkbox"/> 業務負担軽減 <input type="checkbox"/> その他 ()	
【人材育成】 <input type="checkbox"/> 保育研修 <input type="checkbox"/> 実習（40時間以上） <input type="checkbox"/> 保育士試験 <input type="checkbox"/> その他 ()	

就業確認書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職氏名

(印)

(施設の名称)

現在、保育補助者は次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 生			
住所	〒	電話	自宅 携帯			
施設等名称		種別				
施設等所在地	〒	電話				
就業期間	年 月 日 ~ 年 月 日					(現在の職場での就業期間)
	(うち、休職期間) 年 月 日 ~ 年 月 日					※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む
就業時間	1週間あたり 時間 分 (時 分 ~ 時 分)					
職種・内容						
特記事項	(保育資格取得状況など)					

保育補助者子育て支援員研修修了報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

下記のとおり、保育補助者が子育て支援員研修を修了しましたので、
報告します。

記

1 保育補助者

フリガナ		昭和・平成
氏名	印 (男・女)	年 月 日
住所		

2 子育て支援員研修修了の状況

研修修了証書の写しのとおり

注 子育て支援員研修修了証書の写しを添付すること。

保育補助者実習等修了証明書

以下の者については、「社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業実施要綱」第3条の1項に規定する「保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると会長が認める者」として、保育に関する実習等を修了し、「保育補助者雇上費貸付の手引き」に記載された実習内容について、知識・技能等を充分に身につけた保育補助者であると認めます。

実習等修了者

法人の所在地

法人の名称

代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称

)

記

<実習等で修了した内容>

1. 保育所の役割
2. 子どもの発達
3. 保育の基本
4. 乳幼児の発達と心理
5. 乳幼児の食事と栄養
6. 小児保育
7. 心肺蘇生法
8. 安全の確保とリスクマネジメント
9. 保育所の職業倫理と配慮事項
10. 特別に配慮を要する子どもへの対応

<実習修了日>

年　　月　　日

施設・事業所名

役職

証明者氏名

(印)

(注) 証明者は保育補助者にかかる実習等の責任者や施設長であること。

保育補助者雇上費貸付金返還債務免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人名			
施設名			
所在地	〒	—	TEL FAX
法人代表者 職 氏 名	(印)		

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業にかかる規程等に基づき、保育補助者雇上費貸付金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

保育補助者 氏名	(男・女)			昭和・平成	年	月	日		
保育補助者 住所	〒	—		自宅TEL 携帯TEL					
補助業務 従事期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日
申請理由 (番号に○)	(当然免除) 1 (1) 保育補助者雇上費貸付期間中に保育士資格を取得したとき (県社協要綱第9第1号) (2) 保育補助者雇上費貸付終了後に1年以内に保育士資格を取得したとき (県社協要綱第9第1号) 2 業務上の事由により死亡 (県社協要綱第9第2号) 3 業務に起因する心身の故障のため業務を継続できない (県社協要綱第9第2号) (裁量免除) 4 1年以上保育補助者として業務に従事したとき (県社協要綱第10条)								
理由発生年月日	令和	年	月	日					
借用期間	令和	年	月	から	令和	年	月	まで	
借 用 金 額	円								
返還猶予金額	円								
返還免除申請額	円								

備考 申請理由 1 保育士資格を取得した場合は、保育士証の写し等を添付すること。

申請理由 2 保育補助業務従事中に業務上の理由で死亡した場合は、死亡診断書等の写しを添付すること。

申請理由 3 保育補助業務に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付すること。

保育補助者雇上費貸付金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様〒
借受人 所在地

法人名

TEL
FAX

施設名

代表者職氏名 (印)

〒
連帯保証人 住 所電話番号 自宅
携帯

氏 名 (実印)

〒
連帯保証人 住 所電話番号 自宅
携帯

氏 名 (実印)

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業にかかる規程等を守り、貸付けを受けた保育補助者雇上費貸付金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

返還総額	円							
返還期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで				
返還方法	□一括の場合	返還予定日	令和 年 月 日					
	□半年賦の場合	1回 (端数が生じる場合)	円 × 回 =			円		
	※返還予定日 (月 日、 月 日)							
備 考								

- 1 返還方法は、該当する項目に✓を記入すること。
- 2 半年賦で端数が生じた場合は、初回又は最終回に加算することとし、どちらかを選択して○で囲み、加算した額を記入すること。
- 3 連帯保証人の印は印鑑証明の印鑑とする。

保育補助者雇上費貸付金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人名			
施設名			
所在地	〒	—	TEL FAX
法人代表者職 氏名	(印)		

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業にかかる規程等に基づき保育補助者雇上費貸付金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

保育補助者 氏名	(男・女)			昭和・平成	年	月	日		
保育補助者 住所	〒	—		自宅TEL 携帯TEL					
補助業務従事 予定期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日
申請理由 (番号に○)	1 保育補助者雇上費貸付終了後、1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるため（県社協要綱第12第1号） 2 災害のため（県社協要綱第12第2号） 3 やむを得ない理由であらかじめ会長に承認をもらっているため（県社協要綱第12第2号）								
理由発生年月日	令和	年	月	日					
借用期間	令和	年	月	から	令和	年	月	まで	
借 用 金 額	円								
返還猶予期間	令和	年	月	から	令和	年	月	まで	
返還猶予金額	円								

備考1 申請理由1の場合は保育士試験科目合格証の写し等を添付すること。

2 申請理由2又は3の場合は申請事由を証明できる書面等を添付すること。

**保育補助者 保育士試験合格・保育士養成施設卒業届
・保育士養成課程修了届**

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付実施要綱
第9条第1項により申し出ます。

フリガナ	昭和・平成		
保育補助者 氏 名	印 (男・女)		
保育補助者 住 所	〒 一 自宅TEL 携帯TEL		
保育士試験 合格年月日	令和 年 月 日		
卒業した 養成施設名			
養成施設 卒業年月日	令和 年 月 日		
養成課程 修了年月日	令和 年 月 日		

注 保育士試験合格通知の写し、保育士養成施設の卒業証明書又は
保育士養成課程修了証明書を添付すること。

保育補助者（休職・復職）届

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

下記のとおり、保育補助者が休職・復職しましたので届け出ます。

フリガナ				昭和・平成		
保育補助者 氏 名				年 月 日		
印 (男・女)						
保育補助者 住 所	〒 一 自宅TEL 携帯TEL					
補助業務従事 従事予定期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日			
休職理由						
休職予定期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日			
休職期間の 対応						
復職年月日	令和 年 月 日					
休職した期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日			

注 休職理由が病気等の場合医師の診断書を添付のこと。

保育補助者退職届

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

下記のとおり、保育補助者が退職しましたので届け出ます。

フリガナ	昭和・平成		
保育補助者 氏 名	年 月 日		
保育補助者 住 所	〒	— 自宅TEL 携帯TEL	
補助業務従事 開始年月日	令和	年	月 日
退職年月日	令和	年	月 日
退職理由			
退職に伴う 補助業務の 対応			

後任の保育補助者雇上届

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

下記のとおり後任の保育補助者を雇上げしますので届出します。

後任の保育補助者 氏 名	(印) (男・女)	昭和・平成 年 月 日
後任の保育補助者 住 所	〒 一 自宅TEL 携帯TEL	
保育補助者の要件 (番号に○)	1. 保育に関する40時間以上の実習を受けた者またはこれと同等の知識及び技能があると本会会長が認めた者であること。なお、「保育に関する40時間以上の実習」は、当該貸付を受けようとする保育への勤務開始後、実習を受けても差し支えない。 2. 週20時間以上勤務していること。 3. 貸付け期間中に保育資格の取得を目指すことが誓約書等の書類により確認できること。	
確認事項	・上記の者は現在保育士資格を持っておらず、保育士の業務負担軽減のため令和 年 月から当施設において保育補助業務に従事します。(しています。) ・当施設は上記の者に対し他から本貸付と同種の貸付、給付金、補助金を受けません。(受けいません。)	

注1 保育補助者の雇用契約書の写しを添付すること。

2 保育補助者雇用計画書兼誓約書（第2号様式）を添付すること。

保育補助者雇上費貸付契約解除申出書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名 (印)

(施設の名称)

下記のとおり、三重県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付契約の解除を申し出ます。

貸付決定 *該当する方に ○をつけ、決定 済の場合は解除 申出の時期を記 入	1 雇上費貸付の申込をしましたが、解除申し出ます（貸付前）。 2 貸付金について、 年 月分の貸付から解除申し出します。		
上記2の場合のみ下欄にもご記入ください。			
貸付期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	貸付決定額	円
貸付済期間	年 月～ 年 月 (年 か月)	貸付済額	円
理由			

*上記2の場合は、辞退届を本会にて受領後、実績報告手続きおよび返還手続きについてご案内いたします。

保育補助者雇上費貸付事業 変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地
法人の名称
代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

保育補助者雇上貸付事業の重要事項に変更がありましたので、下記の通り届け出ます。

- 施設・事業所の【名称・住所】
- 法人の【名称・住所・代表者】 ※登記事項証明書を添付ください。
- 連帯保証人の【名称・住所】 ※住民票を添付ください。
- 保育補助者の氏名 ※住民票を添付ください。

※変更事項に☑をいれ、【】内の該当するものに○をつけてください。

変更前	フリガナ 氏名又は名称	
	住所	〒
	電話	TEL
変更後	フリガナ 氏名又は名称	
	住所	〒
	電話	TEL
変更年月日	令和 年 月 日	
変更理由		

(注) ※住民票、登記事項証明書は届出日前3か月以内に発行されたものを添付ください。

第20号様式

連帯保証人変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

法人の所在地

法人の名称

代表者の職名及び氏名

(印)

(施設の名称)

令和 年 月 日に締結した保育補助者雇上費貸付契約の連帯保証人を下記のとおり変更したいので届出ます。

貸付番号		契約年月日	令和 年 月 日
対象施設名			
貸付総額 円	貸付期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
(旧)連帯保証人 氏 名			生年月日 昭和・平成 年 月 日
(旧)連帯保証人 住 所	〒 -		
勤務先		契約者との関係	
(新)連帯保証人 氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
(新)連帯保証人 住 所	〒 -		
勤務先		契約者との関係	
誓約	私は、上記契約に基づく保育補助者雇上費貸付金について 契約者と連帯して債務を負担することを誓約します。 (新)連帯保証人 住所 氏名 変更理由 :		

注 新たな連帯保証人の印鑑証明を添付すること。